

酪農組織整備の答申(下)

岡山県畜産課酪農係長 永井 仁

答申まで

一、農林部長の諮問

最初の協議会は、昭和39年10月28日県議員寮三光荘で開かれました。この席で農林部長の諮問がなされましたが、諮問に先立って、農林部長は、

「組織整備協議会は、県酪連内に設置して自主的に検討して戴いた方が良くと考えておりましたが、関係皆さん方の強い要請で、農林部長の諮問機関といたしました。いずれにいたしましても、真に酪農民の付託に応え、さらにまた、本県酪農を直接推進する団体としては、いかなる機能、いかなる組織がよいかということ十分に御検討いただきたいと思いますが、ご検討願うに当り、ご留意願いたいことを2、3述べますと、

その1つは、ご承知のように、現在経済連を中心に園芸連、養蚕連、それに総畜が参加する予定で推進されております新事業組織についてであります。今までの、いきさつはいきさつといたしまして、その事実を率直に認識して、検討していただきたい。

その2は、このような組織の問題につきましては、すぐ、専門農協か、総合農協かということが論ぜられ易いものですが、この点は、国におきましても未だ結論が出されていない問題でありますので、お互いに、それぞれの存立の条件を認めて、相互扶助の考え方で進めてほしい。

その3としまして、今度の農協は、機能を中心に運営されなければならないが、これが為にはどのような組織にしたら良いか、まず根本を押えて検討してほしい。

次に全員に一致した結論が好ましいがこのような問題には、なかなか一致するというのも困難に思われるので、少数意見がある場合は附記されたい、なお大体の目標を1月末頃に置いて作業してほしい。以上の要旨のあいさつの後

諮問

「現状の調査と分析の上に立ち、将来の産業構造の

変化をも勘案し、本県酪農を推進し、酪農民の経済的、社会的地位の向上を図るためにもっとも適切な酪農団体の機能とその組織の在り方について」という諮問が出されました。

二、酪農組織の問題

1、会員構成について

そこで協議会は、委員の考え方を斉一にするため、県酪連およびその構成員（会員）について徹底的に現状の分析を行い、問題となるべき点を摘出いたしました。この作業は主として協議会に設置された幹事会が当りましたが、これに非常な時間を要し、幹事会から協議会に報告したのは、昭和40年2月9日でした。これによりますと、まず県酪連およびその会員の構成については、前々号の第1、第2表のとおりであります。これをさらに、分析いたしますと、第3、4表のとおりです。

第3表 会員分類別、生乳取扱い比率（昭和38年度）

区分	酪農協	総合農協	総畜	会員計	員外利用	合計
会員数	8	10	1	19	9	28
乳量比率	65.97%	14.59%	16.41%	96.97%	3.03%	100%

第4表 会員分類別、集乳日量別の現状（昭和39年10月分1日平均）

区分	1t以下	1~2	2~3	3~5	5~10	10~15	15~20	20~50	50以上	計
酪農協	1	1		2	1	1	1		1	8
総合農協	3	4	1	1	1					10
総畜	⑮	④	①	②	①			1(24)		1(24)
員外利用				1(9)						
計	4	5	1	4(9)	2	1	1	1(24)	1	20(33)

注（ ）は、農協数を示し、○の数字は、総畜会員の内訳である。

これらの表に見られる如く、大きな会員は集乳日量60トン以上のものから、小さな会員では1トン以下のものまで大小様々であります。また、前々月号の表で見られますように、同じ地域で、会員が重複したり、出荷先乳業メーカーを異にする会員が入り交ったりして、なかなか複雑な姿となっておりますが、これ等は、出荷先乳業メーカーとの結びつきの深さを如実に現わすものとして、見逃すことのできない大きな問題点であると思われま。

第5表 酪農協の概要

組合名	管内の酪農の状況		当該組合員		生乳取扱日量 (昭和39年 10月分)	組合の管轄 市町村数	出荷先 (乳業メーカー)
	酪農家戸数	飼養頭数	組合員数	飼養頭数			
御津中部酪農	80戸	249頭	37戸	107頭	0.9 t	2町	オハヨー乳業
旭東酪農	1,431	4,046	989	3,272	17.0	2市6町	オハヨー "
倉敷 "	211	773	83	223	1.9	1市1町	はりの "
水島 "	785	2,423	153	625	3.3	4市5町	オハヨー "
浅口 "	475	1,211	220	596	3.3	1市4町	雪印乳業水島工場
山陽 "	1,126	2,842	588	1,955	12.5	2市4町	オハヨー乳業
北部 "	3,495	11,262	2,821	9,467	58.3	1市23町7村	明治乳業岡山工場
美作 "	1,959	6,095	509	1,144	7.4	1市12町3村	雪印乳業津山工場
計			5,400	17,389	104.6		東洋乳業

注) 管内の酪農の現況は組合によって重複するものがあるがそのまま掲載した。

第6表 総合農協の酪農の概要

区分 農林別	組合数	加入状況		生乳取引状況									
		総畜	県酪	総 畜				県 酪					
				組合数	当該組合員 酪農家戸数	飼養頭数	生乳取扱日量 (昭和39年 10月分)	出荷先 (乳業メーカー)	組合数	当該組合員 酪農家戸数	飼養頭数	生乳取扱日量 (昭和39年 10月分)	出荷先 (乳業メーカー)
岡山	30	24	2	0	0戸	0頭	0	—	(3)3	(101) 312	(292) 1,056	(1.6) 6.0	(オハヨー) はりの オハヨー 明治、国分
和気	14	14	1	3	124	301	1.4	オハヨー 井生	(4)1	(213) 58	(431) 173	(2.2) 0.7	(オハヨー) オハヨー 土井
倉敷	30	23	0	9	237	696	5.0	オハヨー 雪印水島 沼本、 明治、山陽	0	0	0	0	—
笠岡	17	10	4	2	35	118	0.9	明治岡山	4	634	1,747	12.6	オハヨー 明治岡山
高梁	12	12	1	10	978	2,547	20.0	"	(1)1	(14) 150	(45) 302	(0.3) 2.2	(オハヨー) 明治岡山
新見	13	0	1	0	0	0	0	—	(1)1	(28) 20	(103) 115	(0.4) 0.6	(オハヨー) 明治岡山
勝山	9	9	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—
津山	21	21	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—
美作	17	17	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—
計	163	130	9	24	1,374	3,662	27.3		(9)10	(356) 1,174	(871) 3,393	(4.5) 22.1	

注) 1. 県酪連傘下の組合数10のうち、総合農協9組合と児島酪連である。
2. ()内は県酪会員外利用数(外数)を示す。

次にさらに突込んで、会員群別に分析してみますと、第5、6表の通りであります。

(1) 酪農協群について

さきに述べましたように、地域毎に出荷先乳業メーカー単位に酪農協が組織されておりまして、とくに同一地域内で出荷先を異にする会員があり、加えて乳業メーカーによる原乳の争奪から組合員の異動、争奪があったこと等により、互いに感情的なわだかまりがあったり、あるいは乳業メーカーにより若干取引条件が異なることにより、複雑な要素を含んでおりますが、とくに重要なことは、生乳の取引きにおいて、県酪連設立以前の取引慣行をそのまま継続して、組合員と組合および乳業メーカーは様々な形で強く結びついておりまして、組織の強化と乳業の合理化を阻害する原因になっていることは、重要な問題点の1つであります。

(2) 総合農協群の酪農状況について

総合農協では、163 組合中生乳の取扱いを行っているものが43 組合ありますが、その内総畜を通じているもの24、県酪へ直接加入しているもの10(児島酪連を含む)、いずれにも加入しないで、生乳取引のみ県酪連を利用しているもの9といったぐあいで、その内容が種々様々となっております。

また、高梁農林管内の組合以外では組合の集乳量が少なく、その上横の連絡も弱く、販売組織の確立と、集乳の合理化を妨げる因をなしているといえます。

しかしながら、乳業メーカーとの結びつきは、酪農協にみられるような、強い結びつきはありません。

また、総合農協の中には、総畜、県酪連いずれにも加入することなく、代金決済のみ県酪連を利用しているといった姿もあります。

2、事業の遂行

次に事業の執行についてみますと、県酪連の役員は19会員のうちより、理事10名、監事3名が選出されており、その出身区分は第7表の通りであります。

また、職員の配置の状況は第8表のようになっております。

以上のように、一応体裁は整っておりますが、そ

第7表 酪連役員選出状況

区 分	昭和35年		現 在	
	理事	監事	理事	監事
学 識 経 験 者	1	—	1	—
酪 農 協	7	2	5	1
総 合 農 協	1	—	3	2
総 畜	1	1	1	—
計	10	3	10	3

第8表 県酪連の職員配置状況

(昭和38年3月現在)

部門別	区 分	職 員 数			備 考
		男子	女子	計	
販 売		6	1	7	6名は現業 (クーラー ステイシ ョン勤務)
購 買		2	0	2	
登 録		2	1	3	
指 導		2	0	2	
管 理		2	1	3	
計		14	3	17	

の内容をみますと、なかなか難しい問題を含んでいるようです。すなわち、前各表でお気づきなるように、乳量や役員の数においては、酪農協が多く、実力も持っておるように見えますが、総会におきましては、総合農協の会員の方が多いため、役員会において決定された事項が、総会において、否決されはしないかという不安感や、乳業メーカーとの結びつきの強い酪農協では、その内部に持っている特殊事情等によって、役員が組合代表、悪くいえば、メーカー代表的な性格を負わされて選出されているような関係から、役員会において十分な論議が行われ難いような向きもあり、また決定された事項が、充分実行されなかつたりするようなことが見られ、その機能が十分に発揮されないうらみがありました。

なお、職員機構につきましては、形式的には一応

整っているが、県下の酪農事業を司るには、定員その他内容にやや不十分な向きもあり、また、会員との有機的な連繋に欠ける点も見受けられます。次に事業別に見ますと、

(1) 販売事業

生乳の販売は、県酪連の最も重要な事業であります。県酪連は、傘下19会員とは専属利用契約書を、取引先乳業メーカー（雪印乳業、明治乳業、東洋乳業、オハヨー乳業、株式会社国分商店、土井乳業、はりの乳業）とは生乳取引契約書をそれぞれ締結いたしており、県内集乳量の約90パーセントを取扱っております。この取扱の内容を調査いたしますと、県酪連設立以前に会員と出荷先乳業メーカーとの間に結ばれていた取引条件、取引慣行等を、そのまま書類上で通じているに過ぎず、集乳および配乳に対する指示を主とする実質的な生乳取り扱いを行使する権限が無く、したがってその内容は、乳業メーカーの生乳受渡場所における瞬間的な取扱いでありまして、真の生乳共販体制が確立されていないというのが現状であります。

とくに酪農協会員と、乳業メーカーとの間は、前にも述べましたように、乳価のほかに、いろんな私たちの助成金や補助金、あるいは酪農協とメーカーとの提携の際の条件等で極めて緊密に結ばれており、またこれによって、かつての困難な時期を切り抜けて来た等もあって相互間に簡単には解決できないような問題を包含しているといえます。こういうことが体質改善の困難さの因をなすといえます。

一方総合農協会員の方は地域的にみても、新しく酪農が振興された地域が多く、中には、指導、金融格付検査診療等を極めて有機的に行っているものもありますが、概して、その組合内の酪農の占めるウェイトが低いために、ややもすれば、放置され勝ちになり、ために酪農民の多くは不安感、不満を抱き、また同一地域内の横の連絡も不十分であり、格付検査等も乳業メーカーにまかせきりのところも見受けられ、生産団体としてなすべきことが十分に行われず、すなわち自主性が弱いといえるものがあります。

このようなことがある上に、同一地域内で複数メーカーへ出荷する会員があるなどで、集送乳路線は複雑に錯綜している地域があり、生乳共販確立を阻

岡山畜産便り 1965.07

害する原因になっております。

生乳共販確立のための施設の状況は、第9表の如くでありまして、集乳所においても冷却施設を設けているものも少なく、極めて不備のものが多いようです。

次にもっとも重要だと思われるクーラーステーションの設備状況は第10表に示すように、生産者の所有するもの7ヶ所、乳業メーカー所有7ヶ所計14ヶ所ありますが、生産者所有のものにおきまして、その運営費は、個々に乳業メーカーとの契約によって行われておりまして、生産者団体相互の関連性と有機的な運営がなされておられません。

また集乳、および送乳事業は、メーカーと会員と

すが、前に述べましたような県酪連のもちます性格に加え、会員の中には乳業メーカーに対し出資関係にあるものもありまして乳価交渉があいまいに行なわれるように誤解され易い点があります。

さらにこの乳価交渉も会員と乳業メーカーの結び付きの強い中で、県酪連の形式的な一元販売を維持する為にもっとも低いところで統一価格を求める結果になると見られ易く、一面助成費等の裏乳価も生じ得る余地があります。また、県酪連と取り引きをしていない中小乳業メーカーの呼びかけに対して動揺する会員も見受けられ、あるいは牛乳処理販売を行っている会員の中には、市乳処理を行った残乳のみを県酪連を通じて販売しているものもあって、ここにも問題があるようです。

第9表 集乳所設置状況 (38年)

区分	酪農協	総合農協	総畜	計	その他員外	合計
集乳所	398	27	130	555	13	568
青空集荷所	235	161	26	422	30	452
計	633	188	156	977	43	1,020

第10表 クーラーステーションの設置状況

生産者クーラー								乳業メーカークーラー									
所有者	名称	所在地	設置年月日	設備			許容量	所有者	名称	所在地	設置年月日	設備			許容量		
				冷凍機	冷却機	貯乳槽						冷凍機	冷却機	貯乳槽			
県酪農	和気	和気郡和気町田原下	36.9.25	馬力台	ℓ/H台	総合	総	明	井原	井原市井原	36.12.11	馬力台	ℓ/H台	総合	総		
	北房	上房郡北房町下告部	37.10.1	10	1800	15.4	1		5.4	高梁	高梁市松山	38.6.1	30	14000	10.0	1	13.0
水島	総社	総社市高畑	36.12.12	50	1720	11.8	1	1.8	治	川上	川上郡川上町領家	37.10.10	20	12000	15.5	1	5.5
北部	蒜山	真庭郡湯原町禾津	35.11.1	20	24600	15.4	3	16.2		賀陽	上房郡賀陽町吉川	36.10.10	20	12000	15.5	1	5.5
	林野	英田郡美作町桑原	36.5.25	10	24600	15.4	2	10.8	オハ	鴨方	浅口郡鴨方町鴨方	29.3.10	7.5	12000	15.4	1	5.4
美星町	美星	小田郡美星町黒忠	38.2.1	10	23600	15.4	1	5.4		ヨ一	西大寺	西大寺市浜	35.5.10	10	22000	15.4	1
芳井町	芳井	後月郡芳井町吉井	37.9.20	5	1900	11.8	1	1.8	雪印	落合	真庭郡落合町垂水	34.4.15	30	14500	15.4	4	21.6
計		7					46.8	計		7					61.9		

の間で下請的契約が別に結ばれて事業が行われているものや、メーカーによって独占されているものがありまして、ここにも大きな問題を含んでいるといえます。

乳価について

乳価の交渉は、県酪連の生乳取引委員会規則により、委員と乳業メーカーとの間で決定されておま

(2) 購買事業

酪農経営における、資材、飼料の供給特に、飼料の供給は、日常の経営に密接な関係を有する部門であって、その質の良否あるいは供給の巧拙が経営に及ぼす影響は非常に大きく、また組合の経営にも関係することであるので、供給者同志の間で相当な競争や無駄が見られ、なかでも配合飼料におきまして

岡山畜産便り 1965.07

は、その内容および含有成分が複雑であり、製造メーカーも流通経路も種々であります。

次に取扱機関別に見ますと、

(1) 県酪連の購買事業は、飼料供給が主で、それも全酪連を通じての政府放出の、専管、増産物等の単味飼料が殆んどでありまして、資材の供給を併せても 11,400 万円程度であって、その供給先も、比較的規模の小さい会員に対して行われております。

(2) 酪農協の購買事業も、飼料供給が主体でありまして、それも配合飼料の取扱いが全取扱高の約 46 パーセントを占めており、傘下組合員の需要を充足しておりますが、組合毎の取引先は多様であります。

さきにも述べましたように、政府管理資料につきましても、殆んど県酪連を通じて供給を受けておりますが、1 会員だけは、県酪連設立以前に、全酪連に加入し、直接全酪連より供給を受けており、二元的に取扱いがなされている向きもあります。

酪農資材については、傘下組合員の需要を充足しておりますが、その取引先は多様であります。

(3) 総合農協で県酪連の直接会員になっているものは、飼料、資材共に積極的な供給がなされているようです。

(4) 総合畜連およびその会員の購買事業につきましては、他家畜との供給の分類が困難で詳細に調査することができませんでした。

(3) 指導事業

酪農経営は、農業経営の中でも、多額の投資、高度の経営技術が要求されますが、指導は殆んど獣医技術者が担当しており、本来の業務との関係において必ずしも十分ではないようです。

県酪連の指導陣容は、県下の酪農指導を司るには質、量、ともに不十分で傘下の会員に対し統一した研修教育も行われず、指導体制が確立されているとはいえません。酪農協では比較的濃密指導が行われているようですが、その資金については、乳業メーカーから助成を受けているものが多いようです。なお酪農関係職員の状況は第 11 表のとおりであります。

(4) 信用事業

第11表 酪農関係職員の状況

区 分	県酪連傘下			総畜傘下		会員外	合 計	
	県酪連	酪農協	総合農協	総 畜	総合農協			
酪農関係職員	獣医師	0	18	2	0	6	0	26
	人工授精師	0	12	9	0	18	3	42
	指導員	2	2	1	2	1	1	9
	計	2	32	12	2	25	4	77

酪農関係金融事業は、系統内の競合取扱いによる混乱を避けるために、定款の規定にかかわらず、次の方針で取扱われるよう指導されています。

○貯金業務は、1 地区 1 農協を原則とする。

○系統資金の貸付けは、貯金と併せ、貸付事業を行う組合とする。

○財政資金等の貸付けも、原則的には事業組合でなく、貯金と併せ貸付事業を行う組合とする。

以上であります。酪農協側から貯金事業について、全面取扱いを希望すると見受けられる要望がありますが、総合農協側では、競合するという理由のもとに反対しています。

また、農業近代化資金その他の制度資金の取扱いについては、酪農協の希望する資金需要に対し、貸付を担当している総合農協が期待通り行わないとして酪農協に 1 部に、不満があります。

以上概要を述べましたが、調査資料に基きまして協議会は答申書の作成に入り、数次に互る検討の結果、昭和 40 年 3 月 31 日、協議会長より農林部長に対し、別記 (1) のような答申が行われました。

別記 (1) 答申書

答 申

昭和 39 年 10 月 28 日付け、岡山県農林部長から「現状と分析の上に立ち、将来の産業構造の変化をも勘案し、本県の酪農を推進し、酪農民の経済的、社会的地位の向上を図るため、もっとも適切なる酪農団体の機能とその組織の在り方について」の諮問に対し、酪農生産者団体の組織、機能等各般に互る現状を詳細分析検討した結果、別添「酪農組織整備資料」(省略) のとおり、問題点の摘出を行い、これらの状況をも十分勘案し、本県酪農組織のあるべき

岡山畜産便り 1965.07

姿について、次のとおり答申する。

昭和 40 年 3 月 31 日

岡山県酪農組織整備協議会

会長 惣 津 律 士

岡山県農林部長 山 下 肅 郎 殿

本県における

酪農組織の基本的な考え方

国内経済の高度成長、開放経済体制への移行、農業構造改変等、酪農をとりまく諸情勢の変化に対処するためには、強力な酪農組織が必要なことは論をまたないところである。

昨年、県下農協連合会の組織整備問題から派生した県下一円を範囲とする新酪農協設立構想に端を発した酪農組織の再編成問題は、本県酪農振興上極めて重要な問題である。たまたま昭和 40 年度の国の予算において酪農基本対策が打出され、その具体的諸施策が明らかにされつつある現在、これに呼応するとともに真に酪農民の利益を擁護し、本県酪農を飛躍的に発展せしめるための酪農組織のあるべき姿として「酪農組織第 2 次整備計画」のとおり、県一円の酪農協の設立を目途とするが現時点において急激な組織の改変を行うときは、酪農民および乳業界に混乱を招く恐れもあり、また新経済連の関連部門との協調等複雑な要素を包含しているので、当面「酪農組織第 1 次整備計画」を強力に推進することにより、酪農民の共同意識の昂揚を図り、真の生乳共販体制の確立を期し、可及的速かに「酪農組織第 2 次整備計画」による理想的酪農団体設立に移行するよう努力すべきである。

酪農組織

第 1 次整備計画

1、基本方針

本県酪農組織のあるべき姿として「酪農組織第 2 次整備計画」による県一円の酪農協設立を推進すべきであるが、現在複雑な酪農界において急激な組織改変を行うことは、かえって諸種の混乱を生ずる恐れもあり、また、現在の生産者団体が将来理想的な酪農団体の設立へ移行するためには目下錯綜している集送乳路線の整備、あるいは生乳検査機能の確立

等、あらゆる機能の充実にきびしい努力を払わなければならない使命を負わされているものである。そのため当面連合会方式による組織機能について再検討を加え、問題点に対する整備、調整および強力な改善を行い、酪農の長期的発展を促進するため努力すべきである。

2、構 成

事業の推進体制を確立することを中心とし、さらに酪農民の意志の反映が十分はかれるための補助的機能を設ける等により、民主的かつ強力な構成とする。

1、会員資格

本県内に事務所を有し、主として酪農事業を行う農業協同組合、または農業協同組合連合会とする。

2、出 資

事業内容に応じ充実する。そのため、出資金は乳量施設等に応じて適正に配分し、財務処理規準令に適合した額の出資を行い、これによって資本充実を図るべきである。

3、会員組織

会員の酪農事業の育成と生乳販売事業の改善に呼応して、生乳流通経済圏毎に強力な体制を確立するため、県の指導ならびに連合会自らの努力により、一元的な会員組織に整備する。

したがって、

- (1) 酪農協に所属する区域が互いに重複している地区については、合併を行う等による再編整備を促進し近代化すべきである。
- (2) 総合農協のみの地区は、乳量および地域を勘案して、必要に応じ酪農事業連を設立し、または単独で連合会に参加する。
- (3) 酪農協地区内にある総合農協で、現在酪農事業を行っているものは、酪農協と相互加入することにより提携する等、事業を分担または委託し、一元的な事業体制を確立する。

4、機 関

(1) 総会

最高議決機関としての権威を発揮することはもちろんであるが、酪農民の意志を十分に反映させるため、評議員会の意見を尊重して民主的な運営

岡山畜産便り 1965.07

を行う。

(2) 役員

地域性および乳量を加味して、選任する。そのため、役員は備前、備中、美作の地域性による人員配分を十分勘案のうえ、最適任者を選出し得るよう十分に考慮すること。

(3) 事業執行体制

常勤理事を置く。参事制を採用し、必要に応じて支所または事業所を設置する。

(4) 評議委員会

連合会に酪農民の意志を十分に反映せしめるため、評議委員会を設けて民主的にして強力な運営を行う。

総会議決事項中とくに重要な毎事業年度の事業計画の設定および変更に対し、理事会の諮問に応ずるとともに酪農民の意志の反映を図る。

委員は会員の酪農家 300 名に対し 1 名とする、ただし 300 名に満たない会員からも 1 名あて選出する。委員は会員の推薦により連合会が委嘱する。評議委員会の規約は会長が別に定めるものとする。

3、事業

1、販売事業費

(1) 生乳の需給計画を樹立し計画販売体制を確立する

そのため各会員は傘下の組合員と、また連合会とそれぞれ生乳の月別出荷契約を締結し、責任をもって履行すること。

また連合会はこれを掌握し、取引先乳業メーカーへ配乳するものとし、配乳にあたっては現在までの実績を尊重することはもちろんであるが、一方従来からの出荷地域にこだわることなく県の立会のもとに合理的に行なうべきである。

(2) 集乳事業を確立する

これが方策として集乳事業は連合会が全面的に行うこととし、県の設置する乳業合理化促進調査委員会の計画に基づき、集乳路線の重複錯綜を排除して合理的な路線の再編成を行うべきである。

このため事業の実施にあたっては、集乳事業機能の整備された会員にはこれを委託することとし、また未整備のものについては整備を促進せしめて委託し、さらに単独で行うことが困難なものにつ

いては連合会で合理的に行うよう状況に応じて措置すべきである。

(3) 生乳の合乳冷却機能を充実する

これがためクーラーステーションは、すべて生産者団体で所有し、有機的運営を行うこととし、乳業メーカー所有のクーラーステーションは計画的に生産者団体が移譲を受けるべきである。

また生産者団体の所有するものは、より一層合理的かつ有機的な運営を促進すべきである。

(4) 生乳格付検査機能を充実する

これがため連合会および会員は、生乳検査機能をそれぞれ充実することとし、乳業メーカーとの受渡場所（工場）には検査員を立会せしめ生乳格付検査の適正を図るべきである。また連合会は生乳検査技術員の現在訓練を強化するとともに、生乳品質改善を強力に推進すべきである。

(5) 送乳事業を確立する

そのため連合会は輸送機能の充実を図るとともに、その実施にあたっては会員において輸送機能の充実しているものに委託するもののほかは、全国的に連合会が行うべきである。

(6) 乳価交渉および乳代の取引の確立を図る

これがため乳価は連合会の生乳取引委員会で定め、乳業メーカーと交渉する。乳業メーカーから支払われる諸経費（助成費、輸送費、指導費、乳牛導入費、各種奨励費等の一切を含む）は可及的速かにすべて連合会を通じて経理すべきである。

(7) 乳牛流通体制を確立する

これがため連合会および会員は、それぞれ生産子牛、成牛および老廃牛の流通の実態を十分に把握して、合理的な流通体制を確立すべきである。

2、購買事業

連合会は飼料について試験研究機関と連繋して品質と経済性の向上を図り、取引先、取引銘柄を厳選し、また会員の優良指定配合等については全会員に普及するとともに、大量仕入れ制度を確立してコストの低減を図る。

(1) これがため大量仕入れ制度に移行することを前提として、すべて連合会を通じることとし、供給体系および取引単位の整備されていないものは、連合会で斡旋を行うべきである。

岡山畜産便り 1965.07

手数料は取扱高、整備の状況等によって格差を附することが妥当である。

(2) 会員は組合員の営農計画を推進して予約購買を確立し、仕入れおよび荷捌きの合理化を促進すべきである。

(3) 配合飼料等はメーカーへの資本参加を行う等、直き取引体制を推進することにより、取引の有利性を保つべきである。

(4) 酪農機材および酪農種苗について供給メーカーを厳選のうえ取引先を指定し、また団体協約を行う等により優良品を確保すべきである。

3、指導事業

指導の統一と強化を図るためおよび県関係機関と連絡協調のもとに連合会自体の指導方針を確立し、傘下会員に対し十分な連絡普及を行うとともに、研修制度を設けて職員の現任訓練を強化すべきである。

(1) 会員の酪農専任技術員による連絡協調機関を設け、指導意識の統一を図るとともに、会員の需要に応じて酪農専任技術員のリース等を行うべきである。

(2) 乳牛改良指導の強化を図るため乳牛登録、とくに経済能力検定を計画的に強化し、能力の向上を促進すべきである。

傘下会員の優良乳牛生産地域を乳牛改良基地に指定し、また連合会で優良牛選奨制度を設ける等により、優良牛を確保すべきである。

4、信用事業

連合会は各会員を通じ、酪農民の営農状況を常に掌握するとともに、県の指導および、関係機関の協力によりこれが資金の需要を調整し融資に必要な斡旋を行う等会員に対する金融の円滑化を促進すべきである。

酪農組織

第2次整備計画

1、基本方針

酪農をめぐる内外のきびしい諸情勢に対処するためには強力な酪農組織が必要である。たまたま国においても酪農基本対策が打出され、その具体的諸施策が明らかになりつつある現在、これに即応するとともに真に酪農民の利益を擁護し、本県酪農の長期

的な発展が期せられるような組織の設立を図るものとする。

2、構成

機能を中心とし、酪農民が直接参加する県一円の酪農専門農協を設立する。

1、組合員資格

岡山県内において酪農業を営む者とする。

2、出資

事業内容および財務処理規準令に応じて充実する。

3、下部組織

機能に重点を置き、これに地域性を勘案して生乳流通圏毎に、支所または事業所を設けさらに下部組織を整備する。

4、機関

(1) 総会 総代会制とする。

(2) 役員 地域別（出荷組合）推薦制とする。

(3) 事業執行体制 組合長、副組合長、常勤理事若干名を置く。

参事制を採用し、各部門毎に責任制を確立する。

3、事業

1、販売事業

牛乳乳製品調整工場を設立して、生産者自身で調整機能を図りつつ乳業メーカーとの間に生乳販売体制を確立する。

(1) 組合員に営農計画を樹立せしめ、さらに月別に生乳出荷予約契約を締結して、これの履行により組合は生乳需給計画を確立して乳牛メーカーへ配乳する。

(2) 生乳取引価格は用途別価格を採用し、集送乳事業を完全に保有して（全クーラーステーションの取得）工場持込価格制を確立する。

(3) 乳業メーカーへの配乳は、生乳取引契約書に基づいて計画取引を確立し、従来の実績および飲用向けを優先し、県の指導のもとに公正に実施する。

(4) 生乳検査機能を確立して公正取引を行う。生乳による学校給食は県酪協で完全に供給する。

(5) 乳牛の流通改善を図るため、子牛、成牛とも系統取引体制を確立する。

2、購買事業

(1) 飼料についての研究機関を設け、試験研究

岡山畜産便り 1965.07

機関と連繋して品質と、経済性の向上を図る。

- (2) 飼料は営農計画樹立に基づく指導購買を行い、さらに予約購買体制を確立し、大量仕入れによるコストの低減を図る。
- (3) 団体協約を結ぶことが有利な資材等については、優良メーカーとの協約して取引を行う。
- (4) 酪農資材等のサービス機関を設ける。
- (5) 配合飼料等はメーカーとの直接取引体制を確立し、あるいは配合飼料工場を設置する。
- (6) 優良種苗を確保するため、取引先を厳選し、大量計画取引を行う。

3、指導事業

- (1) 県および関係機関と連絡協調を密にして、一元的な指導体制を確立する。
- (2) 優良な指導員を確保し、適正配置を行うとともに研修制度の充実を図る。
- (3) 乳牛改良指導を強力に推進するため、乳牛登録および経済能力検定事業を計画的に実施し、乳牛能力の向上を図る。
- (4) 乳牛育成場を設置し、乳牛資源を確保する。また、市町村営等の育成場の運営を指導する。

4、信用事業

酪農関係金融事業は組合員の営農指導に密着し、関係機関と協調して実施する。

これに対し農林部長より、県酪連会長に別記(2)の勧告がなされまして、県酪連は新年度より新しい組織造りに向けて邁進することになったのであります。

別記(2) 勧告書

畜第99号

昭和40年4月26日

岡山県酪農農業協同組合連合会

会長 惣 津 律 士 殿

岡山県農林部長

酪農組織整備の推進について

昭和39年10月28日付けをもって、岡山県酪農組織整備協議会に対し、

「現状と分析の上に立ち、将来の産業構造の変化を

も勘案し、本県の酪農を推進し、酪農民の経済的、社会的地位の向上を図るため、もっとも適正なる酪農団体の機能とその組織の在り方について」について、ご研究をお願いいたしておりましたところ、昭和40年3月31日付けをもって同協議会会長より別冊(省略)のとおりご報告をいただきました。その内容につき、詳細に検討をいたしました。現段階においては極めて適切なるものと思料されますので、この基本方向に従って貴会を主体とする酪農団体の整備実施計画を樹立するとともに、その実現について強力に、かつ早急に進められるよう勧告いたします。

なお、この際、このことに関連して次の点は極めて重要でありますので、とくに考慮されるよう申し添えます。

記

- 1 酪農団体は今後、牛乳の不足払制度の実施、乳価交渉、集乳の合理化、統一牛乳検査制度の確立、国の酪農基本対策ならびに県勢振興計画に基づく酪農振興計画の樹立、実施等を考えるとき、ますます統一機能を強化すべきである。
- 2 しかし一方において、新経済連の発足という事態をも率直にこれを認め、これとの提携、これとの関連を十分考慮に入れて、組織整備に当らねたい。
- 3 牛乳の一元集荷多元販売を行うため、酪連の統一機能を強化する施策に最重点をおいて組織整備をはからねたい。
このため、貴会の陣容を強化されたい。
- 4 なお、今後、牛乳の消費流通に関し、乳業メーカー、消費組合組織等と連絡を密にし、その拡大と合理化についても、十分に活動出来る体制を整えられたい。